

徳島県訓令第9号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年九月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四消費者政策課の項部長の欄第一号の2及び安全衛生課の項課長の欄第七号の2中「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年十月一日から施行する。